平成２４年（フ）第２９１号
大阪府泉佐野市鶴原1103番地の１
破産者　藤井　靖子（旧姓中筋・森本）
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
広島県東広島市西条町寺家1042番地１
破産者　上田　　維
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６号
香川県三豊市山本町神田3279番地３
破産者　森　　一茂
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１４３号
北海道登別市桜木町３丁目23番地８、前住所北海道登別市緑町２丁目15番地１　エクセル緑町103号
破産者　須田　伸一
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
北海道登別市桜木町３丁目23番地８、前住所北海道登別市緑町２丁目15番地１　エクセル緑町103号
破産者　須田真由美
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
北海道旭川市神楽岡３条４丁目６番17号　グランディーノ102号室
破産者　間宮みちる（旧姓高田）
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地６号棟502、従前の住所仙台市泉区北中山２丁目32番地の10
破産者　満井　　洋
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
群馬県藤岡市中栗須669番地
破産者　根岸　啓介
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７３号
群馬県富岡市神農原160番地２　ニュープレミール105
破産者　工藤猪三郎
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９８号
群馬県藤岡市岡之郷806番地13
破産者　小林　啓一
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７９５号
神奈川県大和市深見3600番地２　ロイヤルプラザ大和216号
破産者　加藤　晴雄
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２１号
横浜市緑区竹山２丁目９番地１　竹山団地2902棟211号
破産者　鈴木　栄治
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４号
相模原市緑区中野592番地11　グリーンパークＫＥＩＴＥＩ101
破産者　金内　博志
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３号
新潟県新発田市稲荷409番地
破産者　大沼權右衛門
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４号
新潟県新発田市稲荷409番地
破産者　大沼　正彦
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１６号
三重県伊賀市山出1574番地の65
破産者　平井　欣一
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５５７号
奈良県桜井市大字山田2014番地の１
破産者　酒宝館嶋屋こと　嶋田　秀夫
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
岡山県倉敷市真備町箭田1146番地２、申立時の住所岡山県倉敷市中島33番地44
破産者　間庭　辰也
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１１３４号
広島市西区己斐上２丁目41番10―２号、開始決定時の住所広島市西区己斐東１丁目８番11―306号
破産者　小早川　清
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部